

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の原案の概要

(1) 東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更

上位計画等の改定や様々な社会情勢の変化に対応するために、東大阪市都市計画マスタープランおよび東大阪市立地適正化計画の見直しを行うもの。

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の原案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

東大阪市都市計画室

(2) 掲示期間

令和5年1月4日（水）から同年1月18日（水）まで